

通所介護事業所 料金表 (4級地)

(朝霞市、志木市)

通所介護費 (通常規模)

R7.4.1

【費用額 (10割分) の計算】
費用額 = 【単位数×単位の単価 (端数は切り捨て)】
【利用者負担額 (1割の場合) の計算】
利用者負担額 = 【10割分の額 - (10割分の額×0.9 (1円未満切り捨て)】

	3時間以上4時間未満					4時間以上5時間未満				
	(単位数) 1単位 10.54円	費用額 (10割)	利用者負担額			(単位数) 1単位 10.54円	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割			1割	2割	3割
要介護1 1日につき	370	3,899 円	390 円	780 円	1,170 円	388	4,089 円	409 円	818 円	1,227 円
要介護2 1日につき	423	4,458 円	446 円	892 円	1,338 円	444	4,679 円	468 円	936 円	1,404 円
要介護3 1日につき	479	5,048 円	505 円	1,010 円	1,515 円	502	5,291 円	530 円	1,059 円	1,588 円
要介護4 1日につき	533	5,617 円	562 円	1,124 円	1,686 円	560	5,902 円	591 円	1,181 円	1,771 円
要介護5 1日につき	588	6,197 円	620 円	1,240 円	1,860 円	617	6,503 円	651 円	1,301 円	1,951 円

	5時間以上6時間未満					6時間以上7時間未満				
	(単位数) 1単位 10.54円	費用額 (10割)	利用者負担額			(単位数) 1単位 10.54円	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割			1割	2割	3割
要介護1 1日につき	570	6,007 円	601 円	1,202 円	1,803 円	584	6,155 円	616 円	1,231 円	1,847 円
要介護2 1日につき	673	7,093 円	710 円	1,419 円	2,128 円	689	7,262 円	727 円	1,453 円	2,179 円
要介護3 1日につき	777	8,189 円	819 円	1,638 円	2,457 円	796	8,389 円	839 円	1,678 円	2,517 円
要介護4 1日につき	880	9,275 円	928 円	1,855 円	2,783 円	901	9,496 円	950 円	1,900 円	2,849 円
要介護5 1日につき	984	10,371 円	1,038 円	2,075 円	3,112 円	1,008	10,624 円	1,063 円	2,125 円	3,188 円

	7時間以上8時間未満					8時間以上9時間未満				
	(単位数) 1単位 10.54円	費用額 (10割)	利用者負担額			(単位数) 1単位 10.54円	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割			1割	2割	3割
要介護1 1日につき	658	6,935 円	694 円	1,387 円	2,081 円	669	7,051 円	706 円	1,411 円	2,116 円
要介護2 1日につき	777	8,189 円	819 円	1,638 円	2,457 円	791	8,337 円	834 円	1,668 円	2,502 円
要介護3 1日につき	900	9,486 円	949 円	1,898 円	2,846 円	915	9,644 円	965 円	1,929 円	2,894 円
要介護4 1日につき	1,023	10,782 円	1,079 円	2,157 円	3,235 円	1,041	10,972 円	1,098 円	2,195 円	3,292 円
要介護5 1日につき	1,148	12,099 円	1,210 円	2,420 円	3,630 円	1,168	12,310 円	1,231 円	2,462 円	3,693 円

- * 利用者の数が利用定員を超える場合
- * 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合
- * 高齢者虐待防止措置未実施減算
- * 業務継続計画未策定減算
- * 2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合
- * 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合
- * 共生型通所介護を行う場合
 - ・ 指定生活介護事業所が行う場合
 - ・ 指定自立訓練事業所が行う場合
 - ・ 指定児童発達支援事業所が行う場合
 - ・ 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合
- * 共生型通所介護を行う場合の「生活相談員等配置加算」

- 上記単位数×70/100
- 上記単位数×70/100
- 上記単位数×1/100
- 上記単位数×1/100
- 上記単位数×70/100
- 上記単位数×3/100
- 上記単位数×93/100
- 上記単位数×95/100
- 上記単位数×90/100
- 上記単位数×90/100
- 1日につき13単位

【その他加算】

		(単位数)	費用額 (10割)	利用者負担額		
		1単位10.54円		1割	2割	3割
延長加算 (8時間以上9時間未満の前後に 引き続く場合)	9時間以上10時間未満	+50	527 円	53 円	106 円	159 円
	10時間以上11時間未満	+100	1,054 円	106 円	211 円	317 円
	11時間以上12時間未満	+150	1,581 円	159 円	317 円	475 円
	12時間以上13時間未満	+200	2,108 円	211 円	422 円	633 円
	13時間以上14時間未満	+250	2,635 円	264 円	527 円	791 円
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき	+40	421 円	43 円	85 円	127 円
入浴介助加算(Ⅱ)		+55	579 円	58 円	116 円	174 円
中重度者ケア体制加算	1日につき	+45	474 円	48 円	95 円	143 円
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき(3月に1回を限度) (個別機能訓練加算を算定している場合は算定しない)	+100	1,054 円	106 円	211 円	317 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ) ※個別機能訓練加算を算定していない場合	1月につき	+200	2,108 円	211 円	422 円	633 円
生活機能向上連携加算(Ⅱ) ※個別機能訓練加算を算定している場合		+100	1,054 円	106 円	211 円	317 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1日につき	+56	590 円	59 円	118 円	177 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ		+76	801 円	81 円	161 円	241 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	+20	210 円	21 円	42 円	63 円
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき	+30	316 円	32 円	64 円	95 円
ADL維持等加算(Ⅱ)		+60	632 円	64 円	127 円	190 円
認知症加算	1日につき	+60	632 円	64 円	127 円	190 円
若年性認知症利用者受入加算	1日につき	+60	632 円	64 円	127 円	190 円
栄養アセスメント加算	1月につき	+50	527 円	53 円	106 円	159 円
栄養改善加算	1回につき(月2回まで)	+200	2,108 円	211 円	422 円	633 円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき(6月に1回まで)	+20	210 円	21 円	42 円	63 円
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)		+5	52 円	6 円	11 円	16 円
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき(月2回まで)	+150	1,581 円	159 円	317 円	475 円
口腔機能向上加算(Ⅱ)		+160	1,686 円	169 円	338 円	506 円
科学的介護推進体制加算	1月につき	+40	421 円	43 円	85 円	127 円
同一建物減算	1日につき	-94	-990 円	-99 円	-198 円	-297 円
事業所が送迎を行わない場合	片道1回につき	-47	-495 円	-50 円	-99 円	-149 円
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲいずれか算定) 1回につき	+22	231 円	24 円	47 円	70 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		+18	189 円	19 円	38 円	57 円
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		+6	63 円	7 円	13 円	19 円

	1月につき(利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数※について算定) ※基本サービス費+各種加算・減算の単位数	
	加算の単位数	利用料(10割分)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	介護報酬総単位数×9.2% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価
介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	介護報酬総単位数×9.0% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価
介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	介護報酬総単位数×8.0% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価
介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	介護報酬総単位数×6.4% ※1単位未満の端数は四捨五入	左の単位数×1単位の単価

* 具体的な算定要件や手続きについては、以下の『さいたま介護ねっと』の「処遇改善加算(介護保険サービス)について」に掲載しているので参考にしてください。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/shogukaizen/information.html>)

* 介護職員等処遇改善加算については、利用者ごとに、当該月の介護報酬総単位数について算定するものなので、「利用料」欄には具体的な数字は入れず、記載例のとおり記載してください。